

## 議題3. 高等学校入学者選抜について

## 「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文部事務次官通知）（抜粋）

### 1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

#### （1）多様な選抜方法の実施について

- ア 高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとすること。
- イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。（略）

#### （2）多段階の入学者選抜の実施について

- ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

#### （5）調査書の在り方について

- ア 調査書については、高等学校入学者選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。
- イ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。  
その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。

# 学力検査の在り方について

## 「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文部事務次官通知）（抜粋）

### 1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

#### （4）学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。

イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部分ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

# 学力検査の在り方について

## 「高等学校の入学者選抜の改善について」

(平成9年11月28日付け文部省初等中等教育局長通知) (抜粋)

### 2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

#### (1) 入学者選抜の改善について

- ア 第二次答申においては、学力検査について、「1点の差を争わせるのではなく、一定以上の点数が取れば足りる」という基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる、「生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合、1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」、「各高等学校において自校の教育を受けるのに相当と考える水準に達していれば、ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ、具体的には、学力検査において一定以上の点数を得ていれば、他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。
- イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

### 3. 調査書の活用等における留意事項について

(略) 各実施者の実情により、調査書において出席等に係る日数の記入欄を設ける場合には、出席停止等に伴う当該欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないように、御配慮をお願いします。なお、欠席日数欄を設ける場合には、欠席の理由を記載できる欄を設けたり、入学志願者が自ら欠席の理由について申告できる機会を設けたりするとともに、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないように、御配慮をお願いします。

(略)

調査書は、高等学校入学者選抜に用いることのできる資料のひとつであることを十分に踏まえ、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図っていただきますようお願いします。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

**（令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）（抜粋）**

不登校生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、高等学校入学者選抜等においては、学ぶ意欲や能力を有する生徒について、その多様な学びの場における日頃の努力を適切に評価することが望まれます。不登校経験のある生徒の教育機会の確保の観点からも、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限するなど）をしないようにするとともに、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」等の例も参照しながら、生徒の自己申告書や学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む。）における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案したり、不登校生徒が志願しやすいように募集時の内容を工夫したりするなど、配慮を行うことが望まれます。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

**（令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）（抜粋）**

7. その他御配慮いただきたいことについて

（1）デジタル技術の活用等、入学志願者の利便性の向上や実施者及び教職員の負担軽減に資する取組は、各実施者の実情に応じて、更なる推進をお願いします。その際、実施に当たっては、入学志願者に不利益が生じないことが前提であることに、十分に留意いただいた上で、取組を進めていただくようお願いします。

# デジタル行財政改革会議における議論について

## 第10回デジタル行財政改革会議（令和7年4月22日）

### 総理指示

教育については、公立高校入試で、一人の生徒が一つの公立高校にしか出願できないという単願制の問題点とその解消策について提起をいただきました。

平大臣、あべ大臣は、生徒の希望する進学につながるそのメリットや現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例創出の具体化を図ってください。

## あべ文部科学大臣記者会見録（令和7年4月25日）

22日に開催されました「デジタル行財政改革会議」では、公立高校入試におきまして一人の生徒が一つの公立高校に出願をするいわゆる「単願制」、この課題とこの解消策の提案を踏まえまして石破総理より、平デジタル担当大臣とともに「生徒の希望する進学につながることのメリット、また現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例の創出の具体化を図」るよう御指示がございました。

公立高校の入学者選抜の実施方法等は、実施者であるところの各都道府県教育委員会等が決定するものでございますが、デジタル技術を活用した併願制につきましてもメリットが考えられる一方で、生徒の多様な個性と能力が十分に評価されるか、また学校の特色・魅力が損なわれないか、地域人材を育成する専門高校に影響がないかなどの課題も想定されるところでございます。

文部科学省としては、メリットや課題について整理をしつつ、高校教育の質向上につながりますよう、自治体・高校関係者の意見もよくお伺いして、また関係省庁とも十分に連携の上、丁寧に検討してまいります。

# 単願制と併願制について

## (単願制・併願制について自治体ヒア概要)

	メリット	課題
単願制	<ul style="list-style-type: none"><li>進路選択を経て、高いモチベーションの維持につながる可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒の心理的プレッシャーにつながり、消極的な進路選択となる可能性</li></ul>
併願制	<ul style="list-style-type: none"><li>受験機会や進学機会の拡大</li><li>生徒の心理的負担の軽減の可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第一志望校ではない場合、学習意欲の低下につながる可能性</li><li>出題問題や採点基準等の統一の必要性</li></ul>

# 各自治体における高等学校入学者選抜の実施方法について

## 愛知県

### (入試制度の概要)

- 普通科は尾張、三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区。
- 普通科2校へ出願する場合は、同じ群のA・Bグループから1校ずつ選択。専門学科や総合学科を組み合わせでの出願も可能。

学区区分	普通科			専門学科 総合学科
学区	尾張学区		三河学区	県内全域
群	尾張第1群	尾張第2群	三河群	
Aグループ	P校 (18校 (6))	R校 (20校 (6))	(18校)	T校 (43校 1校舎)
Bグループ	Q校 (21校 (9))	S校 (22校 (9))	(20校)	U校 (49校)

### (選抜方法)

- 調査書、学力検査の成績、面接(実施校のみ)等の資料によって総合的に決定した校内順位をもとに、各校の合格者を決定。
- 受検生の校内順位が、第1志望校の募集人員内にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。第2志望校では、第1志望校の合格候補者に相当する数を繰り上げて合格候補者とする。

## 兵庫県

### (入試制度の概要)

- 学区ごとに、第2志望まで出願可能(専門学科は対象外)。

### (選抜方法)

- 調査書の学習評定と学力検査の成績を合わせた得点(素点)を基本とし、素点と調査書の諸記録を参考に総合的に合格者を決定。
- 第1志望を優先するため、第1志望校に一定の加算(20~30点)。
- 各校では、第1志望者は素点に一定の加算点を加えた点数で、第2志望者は素点の点数で、受験者の点数を順に並べる。その点数が、募集定員数内の順位であれば、総合判定を経て合格となる。

(実施校等)  
4301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

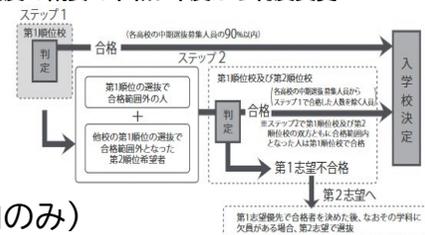
学区	普通科	総合学科
第1学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸鈴蘭台・長田・須磨東・須磨・舞子・神戸学園都市・神戸高塚・洲本・津名・淡路三郎・市立舞合・北須磨・芦屋・市立六甲アライランド	北神戸総合 須磨友が丘 淡路 市立須磨雅風
第2学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北院・猪名川・鳴尾・西宮宮楽園・西宮南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北摂三田・三田西院・柏原・篠山風鳴・市立尼崎・市立尼崎双葉・市立西宮・市立西宮東・市立伊丹・尼崎福徳・西宮・三田梓葉館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第3学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂南・松蔭・東播磨・播磨南・西脇・三木・小野・社・多可・北条・加古川北	明石南 加古川南 三木総合
第4学区	姫路別所・姫路西・姫路節西・姫路海楼・相生・龍野・赤穂・播磨福崎・神崎・伊和・上部・佐用・山崎・市立姫路・市立琴丘・市立船場・姫路東	太子 香寺
第5学区	豊岡・出石・浜坂・村岡・八尾・生野・香住	豊岡総合 和田山

## 京都府

### (入試制度の概要)

※令和8年度までの入試制度の概要で令和9年度から制度変更

- 3期制のうちの中期選抜では、第2志望まで出願可能。全日制については、第1志望に順位をつけ(第1順位、第2順位)、異なる志願先を2校又は2学科等まで出願可能。(全学科対象ただし普通科は通学区内のみ)



### (選抜方法)

- 報告書、学力検査の成績、面接(定時制で実施)の結果を資料として、総合的に判断し、合格者を決定。
- 全日制においては、第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90%以内の合格者を決定。その上で、第1志望第1順位で合格範囲外の者と、他校の第1順位合格範囲外の第2順位希望者を合わせて合格者を決定。
- 第2志望は、第1志望優先でなお欠員がある場合、選抜を実施。

## 福岡県

### (入試制度の概要)

- 一定の学校(令和8年度:28校)を第2志望校として出願可能(総合学科・専門学科も対象)。
- 第1志望校への志願は学区の制限があるが、第2志望校は学区外への志願も可能。

### (選抜方法)

- 第1志望校において合格とならず、第2志望校に欠員が生じている場合に限り、第2志望校で選抜を実施。(第1志望校から第2志望校に学力検査の結果等を送付)
- 第2志望校では、学力検査の結果と調査書により総合的に選考を行い、合格者を決定。

# デジタル技術を活用した併願制について

## (受入保留アルゴリズム(DA)を用いた併願制に関する自治体ヒア概要)

- 第2志望校等に進学した生徒の学びへのモチベーションの低下などにより、学校及び学級経営が困難になる
- 全県共通の学力検査について、思考力、判断力、表現力を問う問題が減るなど、入試問題の内容に影響が生じることで中学校の学びに影響がある
- 受検生がどの学校でもよいので合格さえすればよいと考えることを助長する恐れがある
- 単一の尺度に基づき、上位から順に合格を決めていくことから、学力による学校の序列化が進行する
- 人気校や都市部の学校に受検生が集中することで、都市の周辺地域や中山間の学校を志望する受検生が減少し、地域の学校の低倍率化、定員割れが進む懸念がある
- 学校ごとに実施している面接検査や独自問題による検査等の採点基準を統一することが必要となるが、現実的に県内すべてで統一することは困難である
- 採点基準を統一する必要性から、各学校の特色、魅力に応じた選抜の実施が困難になり、学校の特色化、魅力化に逆行する恐れがある
- システムの構築に係る初期コスト、システム運用や定期的なシステムの改修によるランニングコスト等の費用負担が大きい

# 本日御議論いただきたいポイント

- 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、今後、各都道府県において実行計画の策定・実行や基金を活用した先導拠点の創出など、高校の特色化・魅力化の促進が期待される中、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜の在り方について、どのような方法や留意事項が考えられるか
- 次期学習指導要領の改訂も見据えつつ、中学校と高校の円滑な学習の接続、進路選択や、多様な背景を有する生徒の個性・特性を踏まえた適切な評価を促進するため、どのような方向性や手法が考えられるか
- いわゆる単願制・併願制について、どのように考えるか。また、デジタル技術を活用した併願制について、メリットや課題をどのように捉え、仮に実施するとした場合、実施に当たってはどのような方法が考えられるか

## グランドデザイン関連部分

高校入試においては、多様な背景を有する生徒の特性や、「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を生かした中学校までの生徒の学びの成果を評価する多面的な入試となるよう、改善が求められる。(p.7)

高校入試の在り方も含めた次期学習指導要領の実装を重視して、都道府県として目指すこれからの高校教育の在り方や国の支援を受けて推進する取組（高等専門学校への転換や機能強化等を含む。）などについて、総合教育会議や地方産業教育審議会等を活用し、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえて検討することが必要である。(p.14)